

○条例改正の内容

改正条項	改正内容
劇場、映画館等 第 20 条（前面の空地） 第 22 条（出入口） 百貨店、マーケット等 第 32 条（前面の空地）	「主要構造部」を「特定主要構造部」に改正する。あわせて条例で用語および表内の所要の整理を行う。 <u>制限等の変更はない。</u>
第 36 条の 3 第 1 項および第 2 項（適用除外）	法に合わせて用語の所要の整理を行う。 （「大規模の模様替え」→「大規模の模様替」）
第 36 条の 3 第 3 項（適用除外）	接道義務の付加条項として定められた条項（ <u>第 4 条、第 7 条、第 19 条、第 28 条および第 31 条</u> ）について、当該規定の既存不適格である建築物が、上記の大規模の修繕または模様替における特定行政庁の認定を受けた場合は、法令と同様に条例における接道義務の当該規定の遡及適用を緩和する規定を追加する。
第 36 条の 3 第 4 項、5 項（適用除外）	法律と「対象となる用途・規模等」が同じで「制限」のみ政令の規定より付加する内容を定める条例の避難関係規定（ <u>第 11 条および第 21 条、第 33 条第 2 項</u> ）について、当該規定の既存不適格である建築物が、政令と同じ範囲内で増築等を行う場合は、法令と同様に条例における当該規定の遡及適用を緩和する規定を追加する。
第 36 条の 3 第 6 項（適用除外）	法律の避難関係規定を付加する条例の条項について整理を行い、別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める独立部分が 2 以上あるもので、当該規定の既存不適格である建築物について、増築等を行う独立部分以外の独立部分は、法令と同様に条例における当該規定の遡及適用を緩和する条項を追加する。（ <u>第 9 条、第 17 条、第 22 条から第 25 条および第 33 条を緩和</u> ）
第 36 条の 3 第 7 項（適用除外）	第 6 項で別の建築物とみなすことができる部分として、政令で定める独立部分が 2 以上あるもので当該規定の既存不適格である建築物について、一部の条例規定の遡及適用を緩和する条項を追加することに伴い、法律と同じく当該規定を準用する用途変更の場合においても、同様の条例規定の遡及適用を緩和する条項を追加する。
第 36 条の 4、第 36 条の 5（適用除外）	政令本文の改正に伴う所要の整理を行う。語句等の整理のみであり制限等の変更はない。